

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会
理事、監事の選出基準に関する定め

第1条 定款第20条第1項に規定する理事および監事については、次の方法によって手続きを行うものとする。

- (1) 定款第37条の3に規定する支部協議会ごとに、それぞれ1名の理事候補者を選出する。
- (2) 前号の規定によって選出された者のほか、支部協議会に所属する施設数（入所施設）を勘案し、6名を限度として別に指定された支部協議会ごとにその指定に基づく人員の理事候補者を選出する。
- (3) 前2号による理事候補者のほか、新たに会長となったものの指名による理事候補者を若干名選出する。
- (4) 監事は、新たに会長となったものが、会員のなかから選出する。

第2条 前条第1項第1号及び第2号にあつて、複数の地区に係る理事候補者の選出については、法人の主たる事務所の所在地を所属する地区において行う。

第3条 定款第20条第1項及び第3項に規定する会長・副会長および前第1条及び第2条に規定する理事は、次の方法により手続きを行うものとする。

- (1) 会長は、前第1条第1項第1号及び第2号により選出された理事候補者のうち、理事として総会の承認を得た者の中から理事会において投票または互選の方法により選出し、総会に提案しその承認を受ける。
- (2) 監事および前第1条第1項第3号に規定する理事は、前号によって総会の承認を受けた会長が選出し、総会に提案しその承認を受ける。
- (3) 副会長は、第3条第1項第1号の規定によって新たに承認された会長が、理事の中から指名し、総会に報告する。

第4条 この定めによって新たに役員を選任するにあつては、その選任が確定するまでは、なお従前の役員が選任に関する業務を処理する。

附 則

- 1 この定めは、平成29年4月3日から施行する。